

文化財第一課



文化財第一課の所掌

- 美術工芸品である有形文化財の保存・活用
- 無形文化財(芸能・工芸技術分野)の保存・活用
- 民俗文化財の保存・活用
- 文化財の保存技術(選定保存技術)の保存・活用

文化財第一課 資料一覧

◆文化財の匠プロジェクト

- ・ 文化財の匠プロジェクト《概要》
- ・ 【予算資料】「文化財の匠プロジェクト」等の推進による文化資源の持続可能な活用の推進
- ・ 【予算資料】文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備
- ・ 【予算資料】国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業
- ・ 【予算資料】文化財保存技術の伝承等

◆保護法改正と無形文化財の登録制度

- ・ 文化財保護法の一部を改正する法律の概要
- ・ 登録無形民俗文化財の第一号登録について

◆所在不明文化財について

- ・ 総務省による「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告を踏まえた対応について（令和4年2月18日付）
- ・ 所在不明の文化財に関する特設ページについて

◆三の丸尚蔵館の地方展開と地域ゆかりの文化資産

- ・ 【予算資料】国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開
- ・ 宮崎展及び和歌山展の資料
- ・ 【予算資料】「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業事業
- ・ 地域ゆかり事業の令和3年度採択事業一覧

◆邦楽普及拡大推進事業

- ・ 【予算資料】邦楽普及拡大推進事業
- ・ 邦楽普及拡大推進事業について

◆文化財第一課行事予定一覧

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、（1）修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と（2）計画的な保存・継承の取組を推進するため、5か年計画（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

(1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**
：5分野（R3）→25分野（R8）
- 関係省庁との連携
：刑事施設と連携した原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（林野庁）等

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術**保持者・保存団体の拡大**
：58人34団体（R3）→80人47団体（R8）
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置**
：現状（110万円）に100万円を追加
- 文化財の保存に関わる人材について、社会的認知を向上させる取組を検討
- 「修理調査員（仮称）」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
：30人（R4）
- 国立の「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討を順次推進
：調査研究（R4）→調査研究を踏まえた検討（R8）

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物（木造）	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

- **防火・耐震対策の推進**
：防火：27件（R3）→147件（R8）
耐震：38件（R3）→169件（R8）※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- 寄付等も含めた文化財修理等に係る**多様な資金調達の促進**

5. さらなる対応策の検討

- 制度的措置を含めた対応策について、審議会において引き続き検討。
- 特に、入札契約制度や技術者の認定制度を含めた現行制度の見直し、用具や原材料等の安定確保、多様な資金調達を促進する仕組みを含めた持続可能な文化財保存の在り方について、令和4年5月を目途に中間取りまとめ、同年末までに成案を得る。

「文化財の匠プロジェクト」等の推進による 文化資源の持続可能な活用の促進

令和4年度予算額（案） 444億円
（前年度予算額） 458億円
文部科学省

文化財を次世代へ継承するため、適切な周期での修理、修理人材の養成、材料・用具等の確保、防火・防災対策等を推進する「文化財の匠プロジェクト」を策定・実行するとともに、伝統芸能や伝統工芸等への支援の充実、世界文化遺産・日本遺産等の地域の文化資源の継承・磨き上げの支援による地域活性化を図る。

※令和3年度補正予算額155億円+令和4年度予算額(案) = 599億円

1. 文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備 25,156百万円（26,728百万円）

【令和3年度補正予算額】8,907百万円

○文化財保存技術の伝承等
選定保存技術保持者・保存団体が行う伝承者養成、わざの練習等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。

○伝統技術関連用具・原材料等調査事業

文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。
○重要文化財（美術工芸品）文化財修理の伝統技術等継承事業
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等

○建造物の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

○美術工芸品の保存修理等

国宝・重要文化財（美術工芸品）の修理等に対する補助を行う。

○史跡等の保存整備・活用

史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。

○和紙の原料コウジ

和紙の原料コウジ

○絵画・書財の修理用具・材料

絵画・書財の修理用具・材料

○選定保存技術保持者（美術工芸品鋳金具製作）

選定保存技術保持者（美術工芸品鋳金具製作）

○重要文化財（本隆寺本堂）

重要文化財（本隆寺本堂）

（京都府京都市）

2. 多様な文化遺産の公開活用の促進等 19,253百万円（19,107百万円）

【令和3年度補正予算額】6,573百万円

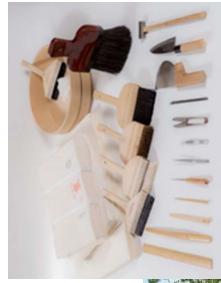
○無形文化財の伝承・公開

伝統芸能や伝統工芸等の重要な無形文化財の保持者、保持団体等が行う伝承者養成等に対して補助等を行う。また邦楽演奏家の拡大や邦楽器製作の担い手継承を進める。

○地域文化財の総合的な活用の推進

地域の文化財の総合的な活用を推進するため、「文化財保存活用地域計画」等の策定、計画に基づく地域の核となる文化財の整備等の支援、世界文化遺産・日本遺産等に登録された地域の情報発信や普及啓発等の取組に対して支援を行う。

等



重要無形文化財「京舞」
各個認定保持者

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

令和4年度予算額（案）	25,156百万円
（前年度予算額）	26,728百万円）

※令和3年度補正予算額8,907百万円+令和4年度予算額(案) = 34,063百万円
文化財を守り継承していくため、修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援と、適切な周期に沿った修理の事業規模の確保について、一体的かつ計画的な取組を推進する。令和4年度～令和8年度の5か年計画を策定し、段階的に取り組む。

1. 文化財の修理人材の養成と用具・原材料の確保 621百万円 (548百万円)

○文化財保存技術の伝承等 478百万円 (455百万円)
選定保存技術保持者・保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。

○伝統技術関連用具・原材料等調査事業 37百万円 (29百万円)
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。

○重要文化財（美術工芸品）文化財修理の伝統技術等継承事業 61百万円 (58百万円)
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等を行う。（除草・害虫対策等）

○美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業 20百万円 (新規)
用具・原材料等の安定的な供給・使用に向けた研究や調査記録等を行う。

○文化財修理センター（仮称）整備のための調査研究 20百万円 (新規)
修理技術の調査、修理案件に対応する「文化財修理センター（仮称）」整備に向けた調査研究 等

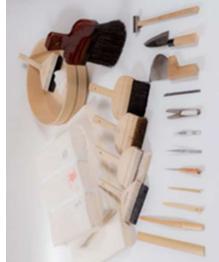


選定保存技術保持者

(美術工芸品等金具製作)



和紙の原料コウゾ



絵画・書跡の修理用具・材料



<建造物半解体修理の様子>
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)

2. 適切な修理周期による文化財の継承の推進 24,535百万円 (26,180百万円)

○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,206百万円 (11,497百万円)
国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。

○国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 1,031百万円 (1,065百万円)
国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。

○歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業 5,221百万円 (5,624百万円)
史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。

○重要文化財等防災施設整備事業 1,763百万円 (2,632百万円)
世界遺産・国宝等における防火対策 5か年計画を踏まえ、文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備について補助を実施。

等

国宝・重要文化財美術工芸品保存修理 抜本強化事業

令和4年度予算額（案） 1,031百万円
 (前年度予算額) 1,065百万円
 文化庁

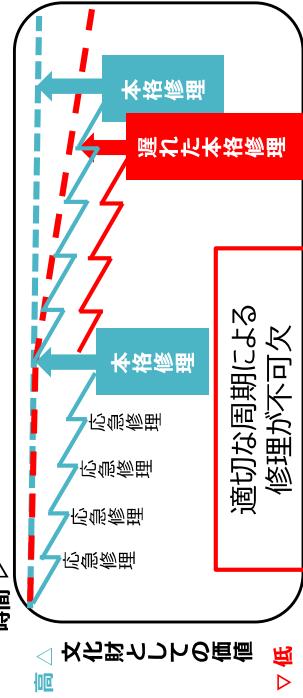
事業概要

※令和3年度補正予算額194百万円+令和4年度予算額（案） = 1,225百万円

◆修理事業の抜本的強化

国宝・重要文化財（美術工芸品）について適切な周期の保存修理を行うことにより、文化財本来の価値を回復させるとともに、修理後の公開活用を通じ地域活性化や観光振興等につなげるなど、美術工芸品の保存・活用を図る。また、美術工芸品を災害や犯罪等から守るために、防災・防盗・防犯設備等の整備を支援する。（R3予算 保存修理：200件、防災設備：9件 → R4予算 保存修理：243件、防災設備：8件（R3補正を含む。））

◆本格修理による文化財の価値の変化比較図



- ◆補助対象事業
- ①保存修理
 - 一般：比較的小規模かつ短期間で実施するもの（平均して2、3年程度）
 - 特殊：大規模かつ長期にわたる修理で、同質の資材を長期間安定的に確保する必要があるもの（概ね5年以上）
- ②防災設備
 - ・警報設備
 - ・消火設備
 - ・避雷設備
 - ・防盗・防犯設備 等
- ③公開活用
 - ・保存活用計画の策定

〈適切な修理周期（例）〉

- 本格修理（解体修理）
 - ：平均約50年周期
- 応急修理（剥落止め・表具替え）
 - ：平均約10年周期

※文化財の特性等により異なる

計画的な文化財の保存活用へ

地域活性化・観光振興

美術工芸品の適切な周期での保存修理の実施

文化財の価値の向上（国民の文化資本の価値向上）
 修理後の美術工芸品の公開活用が可能に



◆公開活用に修理は不可欠

適切な時期に修理が施されないために、公開ができるない美術工芸品が多数存在。
 ↓
 貴重な潜在的文化資源の放置

修理を施さなかったために、文化財の価値そのものが低下している事例も多い。
 ↓
 文化資本の価値の低減 = 国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、
 文化資本価値の回復と公開活用の
 面立が可能に。



◆美術工芸品は観光客誘致に高い効果

著名な国宝・重要文化財（美術工芸品）は、国内外からの関心も高く、多くの入館者を呼び込むことが可能。

【展覧会例】



展

◆特別展 京の国宝
 入館者数のべ4万人
 (コロナ禍での入館者数制限
 事前予約制で開催)

◆補助
 ・原則50%
 ・補助事業者の財政状況等により最大85%

◆特別展 「阿修羅展」
 入館者数のべ165万人

文化財保存技術の伝承等

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）
478百万円
455百万円

文部科学省

事業概要

選定保存技術の保持者や保存団体等が行う伝承者養成、わざの鍛磨、原材料・用具の確保、普及・啓発等を支援。

背景・課題

文化財を適切な周期で修理、整備するためには、保存技術の継承が必要。
しかし、近年、これらの保存技術の後継者が不足。技術の断絶の危機を迎えていく。



保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充
することで、活動基盤の形成、後継者養成ができる環境を整え、安定した技術伝承を支援する。

補助対象事業

選定保存技術保持者や保存団体が行う、伝承者養成、わざの鍛磨等に対する補助

● 選定保存技術保持者 34団体 → R4予算 35団体

● 研修経費の拡充：修業期間中の後継者への研修経費に充てる場合に、選定保存技術
保持者に対する補助額を 1百円増額する。1,106千円→2,106千円 (13名分)



選定保存技術の名称	年齢	後継者の有無
漆工品修理	82	○
甲冑修理	67	× (○)
木工品修理	70	× (○)
刀装（鞘）製作修理	80	○
表具用手漉和紙（宇陀紙）製作	59	△
表具用手漉和紙（美術洒紙）製作	77	△
表具用手漉和紙（補修紙）製作	72	△
唐紙製作	73	△
本藍染	79	○
金銀糸・平箔製作	70	△
時代裂用捺紙製作	74	△
美術工芸品鋳金具製作	59	△
表装建具製作	76	○
表具用刷毛製作	79	○
美術工芸品保存桐箱製作	72	× (○)

平均73歳

選定保存技術「表具用手漉和紙（美術洒紙）」
保持者 上澤 良二 氏

選定保存技術「表具用手漉和紙（美術洒紙）」
保持者 松田 聖氏

○後継者あり、△修業期間中の後継者なし、
×(○)保持者に後継者はないが、別に後継となりうる技術者がある

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概要

[文化財保護の制度]

国	文化財の類型	指定 強い規制と手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな保護措置	○
有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○	○	
有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○	○	
無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設	新設	○
無形の民俗文化財 風俗習慣、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設	新設	○
地方	[文化財の類型]は任意			○

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に指定されていない無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録できることとする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

【登録の効果】

- ・保持者の氏名変更等の届出義務（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・保存・公開に要する経費の補助、指導助言【第76条の10～第76条の12関係】
- ・登録無形文化財保存活用計画の作成・認定【第76条の13～第76条の17関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) 無形文化財と基本的に同様の制度として新設する。
【第90条の5～第90条の11関係】
- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）
(3) 施行期日
- ※ 新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。

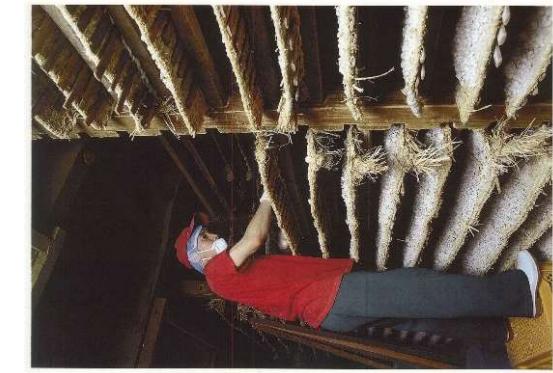
2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要な文化財等以外の文化財でその区域内に存するものうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により登録した文化財のうち適当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする【第182条の2関係】

- (2) 施行期日 令和4年4月1日

讃岐の醤油醸造技術



「むしろ麹」
による
醤油麹づくり



木桶を用いた
仕込み

土佐節の製造技術



土佐切り

完成した鰆節（枯れ節）

【説明資料】所在不明の文化財について

3文財一第236号
令和4年2月18日

各都道府県文化財担当課長 殿

文化庁文化財第一課長
鍋 島 豊
(公印省略)

総務省による「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る勧告を踏まえた対応について

平素より、文化政策の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

総務省から、令和3年3月16日付けで「都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に関する行政評価・監視」に係る結果が公表されるとともに、別添1のとおり勧告がなされました。このことを受けて、都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に係る取組について、調査をさせていただいたところです。御協力ありがとうございました。

調査では、動産である都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明とならないように取り組んでいる事例や、所在不明となってしまった都道府県指定文化財（美術工芸品）を再発見するに至ったきっかけをお尋ねいたしました。その調査結果の概要は別添2のとおりです。なお、調査では、およそ150件程度の都道府県指定文化財（美術工芸品）が所在不明であることが報告されました。

つきましては、今後の都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継に当たっては、下記の点に御留意いただきますよう、よろしくお願いします。また、各都道府県におかれましては、本件について、必要に応じて域内の市区町村にも周知いただきますよう、お願いします。

記

1. 所有者変更等の届出が確実に行われる必要があること

所在不明とならないように取り組んでいる事例としては、定期的な管理状況の調査・把握や文化財保護指導委員等によるパトロール、所有者向けの管理手引きの作成・周知が多くの回答を占めました。

指定文化財を守り、次世代に繋げていくためには、所有者変更等に係る届出が確実に

実施されることにより、指定文化財の状況を的確に把握することが重要です。既に多くの都道府県にて所有者に対する周知等に取り組まれているかと思いますが、今一度、その励行に努めていただきますよう、お願いします。

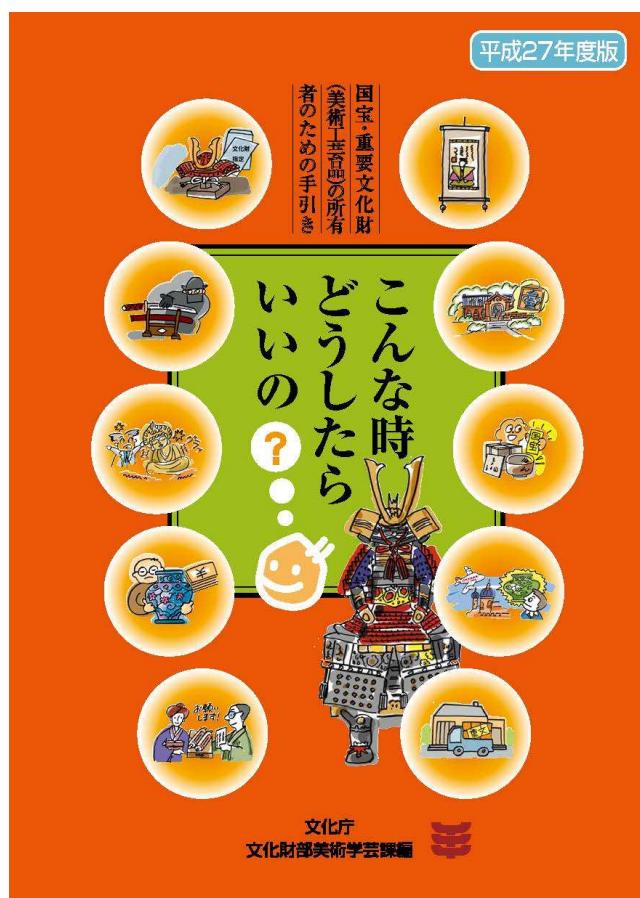
なお、国指定文化財（美術工芸品）については、文化庁で「所有者向けの手引き」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/yukei_bijutsukogei/pdf/shoyusha_tebiki.pdf)を公表し、所有者変更に必要な手続き等を周知しています。この手引きは今後改訂を予定していますが、都道府県指定文化財（美術工芸品）の所有者等へ周知を行われる際、必要に応じて活用いただくようお願いします。

2. 所在不明となっている都道府県指定文化財（美術工芸品）の情報を、文化庁ウェブページに掲載できること

所在不明となった都道府県指定文化財（美術工芸品）が再発見されたきっかけとして、警察や新所有者、古美術商からの情報提供が多く回答を占めました。所在不明となった文化財を再発見するには、所在不明情報を多くの方に知っていただく取組が重要です。

そのため、国指定文化財（美術工芸品）の場合、文化庁ウェブページ (<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/torimodosou/>)での情報発信に取り組んでおり、その発見につなげています。

同ページでは、各自治体が指定する文化財の所在不明情報も掲載できますので、所在不明となってしまった都道府県指定文化財（美術工芸品）の検索の一助として活用いただくことを、是非御検討ください。



【本件担当】

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

03-6734-4835 (直通)

文化財第一課 調査係 土橋

調査結果の概要

○所在不明とならないよう取り組んでいる工夫がある

・主な取り組み事例（複数回答可）

- 定期的に管理状況の調査把握・指導を実施
- 文化財保護指導委員等によるパトロール
- 所有者向けの手引等を作成・周知
- 域内の文化財保護等の担当者会議にて周知
- 指定書と文化財と一緒に管理するよう指導
- 防犯対策に係る補助事業を実施
- 所有者変更の届出について家族等にも周知
- 博物館等への寄託を呼びかけ
- 文化財の防犯について警察より普及・啓発

44 都道府県

17 都道府県

17 都道府県

14 都道府県

11 都道府県

10 都道府県

7 都道府県

5 都道府県

3 都道府県

1 都道府県 等

○所在不明文化財を再発見するに至った事例がある

・再発見に至った主なきっかけ（複数回答可）

- 盜難届を出しており、警察から情報提供
- 新しい所有者からの情報提供・届出
- 古美術商から情報提供
- 銃刀法第14条に基づく登録情報を参照
- 県立美術館や市町資料館からの情報提供
- 県が実施した所在不明調査

18 都道府県

9 都道府県

5 都道府県

3 都道府県

2 都道府県

1 都道府県

1 都道府県 等

所在不明の文化財に関する特設ページについて

文化庁では、盜難に遭う等の理由により所在不明となっている文化財（美術工芸品）について、その発見及び再発防止を目的に特設ページを設けている。令和2年1月より、検索機能や地方指定等文化財の掲載を開始し、ページの充実を図っている。



◆所在不明文化財の状況

国指定文化財の所在不明情報を掲載し、随時更新している。

現在の状況(国指定)							
(更新: 令和2年3月23日)							
	所在が確認できたもの		所在不明と判明したもの		追加で確認が必要なもの		合計
令和3年3月状況 (令和3年3月5日公表)	10,332 <small>3件発見</small>	<98.2%>	142 (0)	<1.3%>	50	<0.47%>	10,524

地方指定等文化財についても、所在不明となっているものの情報を地方からの要望に基づき掲載している。

所在不明になっている地方指定等文化財(美術工芸品)											
<small>※地方指定等・未指定の所在不明文化財については、各都道府県及び市区町村からの掲載希望の申出を受けて、掲載しております。 それぞれの掲載内容についてのお問い合わせは、各文化財の詳細ページに記載している「連絡窓口」までお願いいたします。 掲載内容につきましては、文化庁は責任を負いかねますので、ご了承のほどお願いいたします。</small>											
<small>写真または指定名称をクリックすると、各文化財の詳細情報を確認できます。</small>											
No.	写真	盗難の有無	指定区分	種別	種別小	指定名称	所有者の形態	文化財の所在地(都道府県)	文化財の所在地(市区町村)	掲載日	
1		盗難	都道府県指定期	工芸品	刀剣	(1) 一太刀萬葉_角直_通院 建院作之 (2) 一太刀尼道_第1回建院作之 (3) 一太刀長道_萬葉_通院 共通作之	社寺	福島県	猪苗代町	令和2年 1月23日	
2		盗難	市区町村指定期	工芸品	—	立石不動寺堂額口	社寺	福島県	猪苗代町	令和2年 1月23日	
3		—	都道府県指定期	工芸品	刀剣	刀_錙_通院	個人	神奈川県	—	令和2年 1月23日	

◆発見事例

令和2年1月の所在不明情報のページ充実後、国指定重要文化財について、5件の発見事例がある。

国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

令和4年度予算額（案）
(新規)

8百万円



事業趣旨

全国規模の文化の祭典である「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等が有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催し、この展覧会を通じ、皇室文化への国民の理解の促進、文化財の保存・活用、地方文化の振興による地方創生、国内観光の振興、国内外への日本の美の発信を目指す。

- 宮内庁三の丸尚蔵館は、令和8年度の全館完成を目指して新設工事が進められているが、この期間中に所蔵する皇室ゆかりの30~40点の名品を多くの方々の鑑賞に供するべく、政府として積極的な地方展開を進める事業の一環。令和2年度より事業開始。(令和2年度第3次補正予算16百万円を活用し、令和3年度2県で開催。)令和2年12月の「三の丸尚蔵館収蔵品の地方展開強化ワーキングチーム」にて実施が決定。

事業概要等

文化庁は、宮内庁と連携しながら、開催予定都道府県と協議の上、開催館を決定し、同館への作品輸送(輸送にかかる保険契約を含む)や展覧会にかかるリーフレットを作成

※宮内庁：開催館と具体的な貸与作品を調整等

※開催館：会場パネルやポスター等の制作、会場設営及び運営



【負担：開催館との事前調整、作品輸送・保険、リーフレット作成】



【負担：会場パネル・ポスター等制作、会場設営、運営】



✓ 開催館と具体的な貸与作品の調整等

- ✓ 国民文化祭開催予定県と協議し、開催館を決定

皇室文化の理解、文化財の保存・活用、地方創生、
国内観光の振興に資する



国民文化祭 開催予定県

令和3年度 宮崎県、和歌山県 (※令和2年度の宮崎展は新型コロナウイルスの影響により令和3年度に延期)

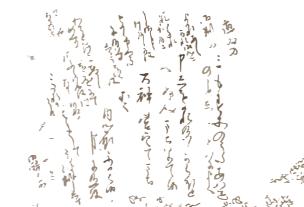
令和4年度 沖縄県

令和5年度以降も実施予定

貸与作品イメージ



〈宮崎県立美術館〉
野田九浦
「日向御聖蹟絵巻」



〈和歌山県立博物館〉
西行
「西行書状」

令和3年度の国民文化祭開催催促



「地域ゆかりの文化資産」地方展開促進事業

国際観光旅客税を財源とする事業
R4年度 1,440百万円の内数

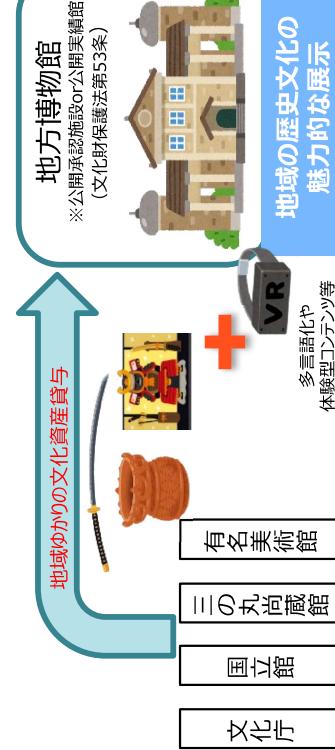


Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

日本博を契機として、「地域ゆかりの文化資産」の貸与を受け、地域の歴史・文化・風土を魅力的に展示・解説する地方博物館の意欲的な取組を支援し、訪日外国人観光客の増加や消費の拡大、満足度の向上を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。

地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業（補助事業）

- 地方博物館が自らの所蔵品を活かしつつ、文化庁・国立館・三の丸尚蔵館・有名美術館等が有する、当該地域にゆかりのある文化資産の貸与を受けて実施する、地域の歴史・文化・風土等をテーマとした展示活動（常設展や企画展）について、貸与に係る費用（輸送費、保険料等）や企画展示、広告宣伝等に係る費用を補助（1/2補助）。R3においては27件採択（1館あたり6,400千円程度）を支援。



- また、訪日外国人観光客にも分かりやすい多言語解説の作成や製作したレプリカ等を使用した体験型展示等の観光消費を促す新たな消費体験等の創出に取り組む事業に対して支援。



〈石川県立美術館〉 R3年5～6月開催
企画展「加賀百万石 文武の薈れ－歴史と継承－」

〈茨城県立歴史館〉 R4年2～3月開催
「華麗なる明治－宮廷文化のエッセイスーム展

- R4 2月25日（金） 公募締切
- 3月～4月 番查期間
- 4月中旬 交付決定
- R5 3月 実績報告書提出額の確定。
- 4月 成果報告書の提出



洋装の宮廷服や金工・漆芸品、西洋画など
の華やかな明治天皇の宮廷文化と、4度にわた
る茨城県への明治天皇の行幸啓を紹介する。
旧藩頭尊章等の高まりのなかで制作され、
明治天皇に献上された御園繁作「徳川齊昭
肖像画」（宮内庁三の丸尚蔵館蔵）をはじめ
とした県内では見られないばかりの名品、歴史
資料が一堂に会する。

《徳川齊昭像》御園繁（三の丸尚蔵館蔵）

古筆短冊手鑑（三の丸尚蔵館蔵）

令和3年度「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」採択事業一覧

	申請者名	事業名	開催館	展覧会実施時期
1	花巻市博物館	東北地方の災害ゆかりの文化資産を活用した企画展「ブドリのイーハトーブ災害ノオト」展覧会事業	花巻市博物館	令和4年2月11日(金・祝)～令和4年5月8日(日)
2	山形県	プライム企画展「紅と藍 ーくらしを彩るー」 Golden Red from Safflower and Japan Blue from Indigo plant	山形県立博物館	令和3年9月25日(土)～令和3年12月12日(日)
3	土浦市立博物館	土浦市立博物館第43回特別展「八田知家と名門常陸小田氏」	土浦市立博物館	令和4年3月19日(土)～令和4年5月8日(日)
4	公益財団法人 茨城県教育財団	茨城ゆかりの文化資産を活用した「華麗なる明治一宮廷文化のエッセンス」展覧会事業(令和3年度特別展)	茨城県立歴史館	令和4年2月19日(土)～令和4年4月10日(日)
5	茨城県筑西市	筑西市ゆかりの文化資産を活用した「板谷波山」展覧会事業	しもだて美術館 板谷波山記念館 廣澤美術館	令和4年4月29日(金・祝)～令和4年6月26日(日)
6	益子町	「バーナード・リーチ ー100年の奇跡ー」展覧会開催事業	益子陶芸美術館/陶芸メッセ・益子	令和3年6月13日(日)～令和3年8月22日(日)
7	足利市	足利市制100周年記念展 足利ゆかりの名宝展	足利市立美術館	令和4年2月11日(金・祝)～令和4年3月27日(日)
8	群馬県立歴史博物館	「新・すばらしき群馬のはにわ」展覧会開催事業	群馬県立歴史博物館	令和3年4月～令和3年5月
9	神奈川県立歴史博物館	神奈川県立歴史博物館特別展 「開基500年記念 早雲寺一戦国大名北条氏の遺産と系譜ー」	神奈川県立歴史博物館	令和3年10月16日(土)～令和3年12月5日(日)
10	春日神靈の旅展実行委員会	春日神靈の旅展覧会事業	神奈川県立金沢文庫	令和4年1月28日(金)～令和4年3月21日(月・祝)
11	新潟県十日町市	新館オープン1周年記念・夏季特別展「形をうつす—文化財資料の新たな活用ー」開催事業	十日町市博物館	令和3年6月1日(火)～令和3年7月4日(日)
12	小松市	石川県ゆかりの文化資産を活用した 日本遺産関連特別展「未来への遺産九谷焼が京焼に接すると・・・」展覧会事業	小松市立本陣記念美術館	令和3年10月2日(土)～令和3年11月28日(日)
13	石川県	企画展「加賀百万石 文武の誉れ—歴史と継承ー」	石川県立美術館	令和3年7月10日(土)～令和3年8月8日(日)
14	福井県陶芸館	福井県陶芸館開館50周年記念特別展「ECHIZEN BRAND」	福井県陶芸館	令和3年6月26日(土)～令和3年11月28日(日)
15	飯田市	特別展「菱田春草一没後110年・故郷につどう珠玉の名画ー」開催事業	飯田市美術博物館	令和3年10月9日(土)～令和3年11月7日(日)
16	波濤を越えて展実行委員会	特別展「波濤を越えて—鑑真和尚と美濃の僧・栄觀ー」	岐阜市歴史博物館	令和3年10月8日(金)～令和3年11月23日(火・祝)
17	民藝展実行委員会	浜松ゆかりの文化資産を活用した「遠州の民藝」展開催事業	浜松市美術館	令和3年5月15日(土)～令和3年6月27日(日)
18	愛知県	中国陶磁史の概観と唐物への憧れに始まる日本陶磁の展開プロジェクト(仮称)	愛知県陶磁美術館	令和3年10月9日(土)～令和3年12月12日(日)
19	「大雅と蕪村」実行委員会	名古屋ゆかりの文化資産を活用した特別展「大雅と蕪村」開催事業	名古屋市博物館	令和3年12月4日(土)～令和4年1月30日(日)
20	桑名市博物館	桑名市博物館創設50年・本多忠勝桑名入封420年特別企画展 「本多忠勝と桑名」(仮)	桑名市博物館	令和3年10月23日(土)～令和3年11月28日(日)
21	京都府	丹後地域ゆかりの文化資産を活用した「“玉の輿” 大名家の栄光と苦惱—徳川綱吉・桂昌院と宮津藩本庄松平家」展覧会事業	京都府立丹後郷土資料館	令和3年7月17日(土)～令和3年12月12日(日)
22	亀岡市文化資料館	丹波地域ゆかりの歴史文化資源を世界に発信事業 -丹波亀山城と円山応挙を題材としたデジタル展覧会-	亀岡市文化資料館	令和4年2月11日(金・祝)～令和4年3月13日(日)
23	聖徳太子実行委員会	大阪を中心とする関西地域ゆかりの文化資産を活用した「聖徳太子」展覧会事業	大阪市立美術館	令和3年9月4日(土)～令和3年10月24日(日)
24	公益財団法人 大分県芸術文化スポーツ振興財団	生誕110年記念 糸園和三郎展 ~魂の祈り、沈黙のメッセージ~	大分県立美術館	令和3年9月18日(土)～令和3年10月31日(日)
25	都城市立美術館特別展実行委員会	開館40周年記念特別展 「日本美術の源流—雪舟・狩野派から近代美術ー」	都城市立美術館	令和3年10月30(土)～令和3年12月5日(日)
26	都城市教育委員会 都城島津邸	都城島津伝承館特別展「都城県置県150年記念 都城県誕生～近代都城の出発～」	都城市都城島津邸	令和3年10月9日(土)～令和3年11月28日(日)
27	八幡市ゆかりの文化資産活用実行委員会	山形から里帰り 京都・八幡のたからもの ～つながる文化財～	京都府八幡市・八幡市立松花堂庭園・美術館展示室	令和3年10月23日(土)～令和3年12月5日(日)

邦楽普及拡大推進事業

令和4年度予算額（案）
（前年度予算額）

305百万円
304百万円



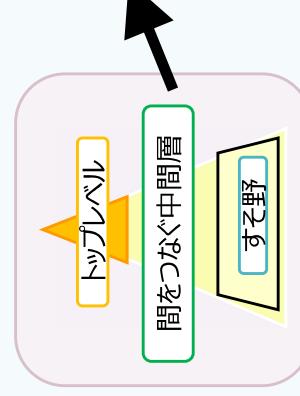
背景・課題

- 邦楽は我が国が誇るべき伝統文化の一翼を担うものであり、その継承と発展を図っていくことが必要。
- 一方で、楽器製作技術の継承、製作用具に必要な用具・原材料の確保等が課題。
- 三味線音楽の実演家 25,652人 [1987年] → 12,646人 [2020年] 楽器商の件数330店 [2002年] → 200店 [2019年]
- 三味線の販売数 18,000台 [1980年] → 3,400台 [2017年]
- 特に、卫ナ福で邦楽の発表機会が大幅に減少し、大手の邦楽器メーカーが商業を発表するなど、邦楽及び邦楽器製作技術の継承が危機的な状況。
- 国は、重要無形文化財の保持者等が行う伝承者養成への支援や、子供たちが伝統文化に関する活動を体験等できる機会の提供などを推進してきたが、トップレベルを目指す中間層を拡大するための施策はこれまで十分にはできていなかった。

事業内容

⇒ 危機的な状況にある邦楽の継承を図るため、**トップレベルを目指す中間層の演奏者拡大**に取り組む

事業の概要



大学・高校等の部活動などのうち、文化庁が認定する団体に対し、安定的に稽古や実演に取り組めるような環境整備（邦楽器購入・成果発表会等）とともに、各団体が一堂に会して演奏発表・交流する機会を設ける。

● 対象：意欲ある大学または高校等の団体。例えば、定期的な演奏会を開催しているなど

● 選考：各団体からの応募（支援期間中の計画・目標等を記載）を踏まえ、有識者委員会の審査等を実施し、年間30団体（大学20、高校10）を選考。（R3予算 30団体 → R4予算 繼続分 + 新規30団体）

● 支援期間：支援期間は、大学は4年間、高校は3年間

支援内容の概要

⇒ 3年間で約90団体の認定、支援を目指す



《大学の邦楽の部活動》



■ 保持者の団体（または斯界の団体）等から数名指導者を派遣し、月1回程度の指導を受ける。年度後半での演奏会で、指導者から講評を受ける。

■ 団体の要望に応じて、邦楽器（三味線、箏など）を無償貸与

■ 支援を行う団体との交流会、実技実演ワークショップへの参加

邦楽普及拡大推進事業について

1 支援の対象となる団体

<大学>（令和3年度は43校を採択）

　　箏曲・三味線音楽等、邦楽の演奏に取り組む大学公認の部活・サークル

<高校>（令和3年度は19校を採択）

　　箏曲・三味線音楽、雅楽、琉球古典音楽の部活動を行っている高等学校

2 支援メニュー

(1) よりよい環境で部活動に取り組む環境整備への支援

①希望する楽器の無償貸与

②楽器の修理・メンテナンス（※大学のみ）

③講師の派遣

(2) 演奏発表会に係る開催運営への支援

(3) 他校との交流を図る、交流会への参加機会提供

(4) 邦楽に関するワークショップ参加機会の提供

3 予算額（案）

R4年度予定額：約3億円（R3年度額：約3億円）

新規採択予定数：30校（大学20校、高校10校）

4 スケジュール

2月下旬募集予定

※参考：R3年度

<高校>応募期間：R3.7.16～9.10、採択校の発表：R3.11月

<大学>応募期間：R3.4.23～5.17、採択校の発表：R3.6月

【参考】令和3年度の採択高校一覧

所在地	学校名	部活動等名
北海道	北海道札幌国際情報高等学校	お琴の会
岩手県	岩手県立千厩高等学校	箏曲部
福島県	福島県立原町高等学校	伝統文化部（箏曲）
茨城県	常磐大学高等学校	箏曲部
埼玉県	埼玉県立越谷北高等学校	箏曲部
東京都	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校	邦楽アンサンブル
東京都	東京都立白鷗高等学校	長唄・三味線部
長野県	長野県飯田高等学校	邦楽班
長野県	長野県飯山養護学校	芸術（音楽）
愛知県	愛知県立名古屋西高等学校	津軽三味線部
愛知県	菊武学園菊花高等学校	箏曲部
富山県	富山県立大門高等学校	伝統芸能部
富山県	富山県立伏木高等学校	琴部
石川県	遊学館高等学校	遊学講座 お筝
大阪府	浪速高等学校中学校	津軽三味線部
広島県	進徳女子高等学校	雅楽部
愛媛県	済美高等学校	琴部
愛媛県	松山東雲高等学校	琴同好会
佐賀県	敬徳高等学校	宗教学教育（雅楽）同好会

文化庁文化財第一課 令和4年度の主な行事予定

行事	時期	会場	内容	対象
令和4年度美術刀剣匠技術保存研修会(刀匠研修)	5/31～6/7開催	備前長船刀剣博物館 (岡山県瀬戸内市)	新たに美術刀剣類の製作承認申請をしようとする者を対象に、日本刀に対する正しい基礎知識及び鍛錆技術の研修を行い、刀匠としての技術向上と意識の涵養を図る。	美術刀剣類の製作承認を初めて受けようとする者 担当連絡先(内線) 調査係(3154)
公開承認施設担当者会議	例年6月ごろ開催 (令和3年度は6/3に開催)	オンライン開催(予定)	国宝・重要文化財(美術工芸品)等の適切な保存管理及び安全な公開活用の事例紹介並びに保護法上必要な手続についての説明を実施し、公開承認施設における公開活用、保存及び継承を図る。	都道府県教育委員会や公開承認施設の美術館・博物館の職員等 活用連携係(3168)
美術工芸品防災・防犯対策研究会	例年6月ごろ開催 (令和3年度は6/4に開催)	オンライン開催(予定)	国宝・重要文化財(美術工芸品)等の効果的な防災・防犯対策及び国庫補助事業の説明並びに文化財保護法上必要な手続についての研修を実施し、文化財の適切な活用、保存及び継承を図る。	都道府県教育委員会や美術館・歴史博物館の職員等 活用連携係(3168)
指定文化財(美術工芸品)企画・展示セミナーハイ	例年6月、12月ごろ開催 (令和3年度及び令和3年度は中止)	例年、東日本と西日本の2会場に分けて開催	国民全体の文化遺産である指定文化財(美術工芸品)の公開活用を促進し、適切な施設における企画・展示を支援するため、文化財の公開に賜わる様々な専門的知識と技能の研修を行い、もってその資質の向上を図る。	各都道府県教育委員会が推薦する、指定文化財(美術工芸品)の公開が可能な博物館、美術館、資料館、文書館等(公開施設)の学芸担当者(常勤職員) 活用連携係(3168)
銃砲刀剣類登録事務協議・登録鑑定実技講習会	例年秋ごろ開催 (令和3年度は10/18～10/19に開催)	例年、文化庁舎内で開催 (令和3年度はオンライン開催)	銃刀法上の古式銃砲・刀剣類の登録制度に關し、各都道府県事務担当者による講習及び登録審査委員の実技講習を行つことにより、銃砲刀剣類の登録事務の円滑化を図る。	各都道府県の銃刀法の登録事務担当者及び登録審査委員 活動職員 活用連携係(3168)
保存修理講習会	例年12月ごろ開催 (令和3年度は12/10に開催)	オンライン開催(予定)	文化財修理に關する基礎的知識おおよび修理に関する最新研究成 果の研修を行うとともに、情報共有の機会を提供し、文化財(美術工芸品)の修理に対する理解を広げるものとする。	文化財(美術工芸品)の修理に携わる技術者および地方公共団体の担当者、学芸員等 活用連携係(3168)
【選定保存技術広報事業】 文化庁日本の技フェア	例年秋ごろ開催 (令和3年度は11/20～11/21に開催)	未定 (令和3年度は秋葉原で開催)	文化財の保存技術の大切さや、伝承者の養成、文化財の修理、原材料や道具などの現状を広く周知し、未来の伝承者・理解者の拡大等することを目的に毎年開催。選定保存団体(令和3年度は34団体が参加)による展示及び実演を行ふ。技術の解説や保存団体を紹介するパネル、原材料・道具等を展示するほか、先人から受け継がれてきた知恵と熟練の技を技術者が披露する。	イベント参加者に 対象は不問 イベント運営者に 運定保存技術の担当者、学芸員等 保存団体を含む 活用連携係(3168)
民俗文化財担当者会議	例年5月～6月ごろ開催 (令和3年度は5/28に開催)	未定 (令和3年度はオンライン開催)	民俗文化財事務の適正な遂行を図るために、これに從事する行政担当者に対する必要な事項の連絡等を行い、もって民俗文化財の充実を図る。	各都道府県の民俗文化財担当者 活用連携係(2887)
歴史民俗資料館等専門職員研修会	例年11月ごろ開催 (令和3年度は11/8～11/12に開催)	未定 (令和3年度はオンライン開催)	歴史民俗資料館等において、歴史資料・考古資料・民俗資料等の保存活用を担当する者に対し、これら文化財の調査・収集・保管の実務に關する必要な専門的知識と技能の研修を行い、歴史民俗資料館等の専門職員で、実務経験5年未満の者 活用連携係(2887)	歴史民俗資料館・博物館等の専門職員で、実務経験5年未満の者 活用連携係(2887)

令和4年2月21日現在